

## 「ほう素等の排水基準に係る経過措置（案）」に対する府民意見等の募集結果及び水質部会の見解について（案）

- 募集期間：令和元年11月21日（木曜日）から令和元年12月20日（金曜日）まで
- 募集方法：電子申請、郵便、ファクシミリ
- 提出意見数：2名（団体含む）から、3件の意見提出がありました（うち意見の公表を望まないもの1件）。

寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する水質部会の考え方は以下のとおりです。  
なお、お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約しました。

ご意見等の概要	水質部会の考え方
<p>「暫定」措置の期間が終了したのであれば、「暫定」を継続するのではなく、きちんとしたものを立案すべきである。</p>	<p>今回の経過措置（案）については、水質汚濁防止法における暫定排水基準の見直し状況、府域の公共用水域におけるほう素等の検出状況や対象事業場の排水実態等を踏まえて検討したものであり、現時点で一般排水基準を技術的に遵守することが困難な業種については、引き続き暫定排水基準を設定することが適当であると考えています。</p>
<p>「大阪都構想」推進による、大阪府全体の上下水道供給不安を感じた。「大阪都構想」との関連性を明記すべきである。</p>	<p>今回の経過措置（案）については、大阪府域の対象事業場に適用する排水基準に関するものであり、「大阪都構想」に関連するものではありません。</p>